

平成 29 年度 第 2 回 瑞浪市障害者計画等推進委員会 会議録

- 1. 日 時：平成 29 年 10 月 27 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 2. 場 所：瑞浪市西分庁舎 1 階 会議室
- 3. 出席者：委 員 岩島勝義、志水利保、柴田さだ子、加藤真紀、須藤信行、小倉弘子、  
木村彰男、高橋良明、木村泰宏、原憲作、江口研（副会長）、伊藤明  
芳（会長）[名簿順、敬称略]
- 4. 欠席者：委 員 保母朋子、今井瞳、小鞠清子
- 5. 事務局：民生部社会福祉課  
宮本朗光（民生部長）、南波 昇（民生部次長兼社会福祉課長）、山路雅子（社会福祉課課長補佐兼障がい福祉係長）、長谷川幸（社会福祉課障がい福祉係）
- 6. 日程：
  - 1. 開 会
  - 2. 会長あいさつ
  - 3. 議事
    - （1）現行計画「第 3 次瑞浪市障害者計画」にかかる各課の自己評価について
    - （2）計画素案（第 1 章～第 4 章）について
    - （3）関係団体アンケート案について
- 7. 内容：

**開会**

【事務局】ただいまより、平成 29 年度 第 2 回 瑞浪市障害者計画等推進委員会を開催いたします。  
（欠席委員の紹介）  
（会議の公開と傍聴者について報告）  
では、伊藤会長からごあいさつをお願いします。

【議長】（あいさつ）

【事務局】ありがとうございました。

本日は資料 1 にある手順で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
また、最下段の修正すべき表現については、資料 3 の素案の評定方法についてご意見を  
いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。  
また、資料 2 については、表現を強調している部分もありますが、そのまま計画に記載  
するものではありません。ご了承ください。

**議事**

【事務局】議事に入ります。ここからの進行は会長に議長として進めていただきたいと思います。  
よろしく願いいたします。

【会長】議事に入る前に 1 点だけ確認させていただきます。本日 3 名の委員が欠席というこ  
とですが、過半数の委員のみなさんにご出席いただいておりますので、本日の委員会が成  
立しているということで、よろしいですか。

【事務局】はい。

【会長】ありがとうございました。

では、議事に入ります。

（1）現行計画「第 3 次瑞浪市障害者計画」にかかる各課の自己評価について

【議長】議事（1）現行計画「第 3 次瑞浪市障害者計画」にかかる各課の自己評価について、

事務局から説明をお願いします。

【事務局】(資料2に沿って、現行計画の自己評価について説明)

【議長】ご意見、ご質問があればお願いします。

【委員】太字が使われていますが、何か意味がありますか。

【事務局】課題として挙げているようなところ、実績として挙げているようなところをひろうために、今回、共通の課題として4つ挙げたものが、この太字のところを追っていくと、かたまって見えてくるかと思います。これ以外の部分も、もちろん大事ではありますが、気になるところを太字にしました。

【議長】共通に課題になると思われるところを太字にしたということです。

私から質問いたします。医療型短期入所について「事業手続きがわかりにくいため、継続利用につながらない」について、それほどわかりにくい手続きが必要となっているのですか。

【事務局】申し訳ないのですが、事務局では具体的な手続きのしかたを把握しておりません。該当する事例が本年度はありません。

【委員】平成26年度のときに、短期入所の受け入れを開始しますという話をいただきましたが、最初、窓口は福祉課だとお聞きしていました。その時点で、1泊、市のサービスが使えるのですが、「医療行為が必要な子どもなので、感染の心配もあります。個室を利用していただくこととなります。」といわれました。お試しで1泊すると、部屋代だけで1万円もかかってしまいます。経済的負担が大きい形での短期入所の話でした。私ども重度の心身障害児が利用するには、経済的にも負担が大きく、実例で1回使った方はおられますが、手続きというよりも、東濃厚生病院のやり方が、私どもにはとても負担だったために、なかなか利用することもできませんでした。その間に、どこに申し込んだらよいのか分からなくなってしまいました。

昨年、県に「県内で短期入所が使えるところはないので、何とかしていただきたい」と申し上げました。近隣の西濃や大垣の厚生病院では、少しずつ短期入所の枠を広げてくださっています。では、東濃厚生病院はどうかと問えば、利用者が少ないので、中止しているということでした。利用したくてもできないという現状がありましたので、県に訴えをさせていただきました。西濃や大垣では5,000円くらいしかとっていないという話を聞きました。県からは「検討します」という回答をいただいたきり、話は進んでいません。せつかく、ここに載せていただいています、先に進めないという現状です。市からも県へ訴えていただきたいと思います。使えるのであれば近くで見ただけのところがあれば一番安心です。

【委員】補足します。聞いた話ですが、水曜日に診察を受けてから木曜日の1日お泊りいただくということでした。急をお願いすることはできません。

【議長】そのような意味で「つながらない」ということかと思えます。

他にご意見等はございませんか。お気づきの点があれば教えてください。その評価を受けて、計画の素案に反映させていただくということですが、よろしいですか。

では、自己評価については終わります。

(2) 計画素案(第1章～第4章)について

【議長】議事(2)計画素案について、第1章から第4章について、事務局から説明をお願いします。量が大変多くなっていますので、内容で区切ってご審議いただきたいと思えます。

第1章から第2章について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】(資料3に沿って、第1章から第2章について説明)

【議長】ありがとうございます。ご意見、ご質問があればお願いします。

【委員】12ページの(4)に、瑞浪市立小中学校特別支援学級の在籍者数の推移があります

が、平成 29 年の小学生 41 人ですが、私が教育委員会からお聞きしている数は 40 人です。中学校は 28 人で、合計 68 人と聞いています。

【事務局】このデータも教育委員会からいただいたものです。5 月 1 日現在の数としてお聞きしていますが、再度確認いたします。

【議長】他にご意見等はございませんか。

【委員】表現に関してですが、「障害」と「障がい」についての説明を、目次の一番下で説明していただいています。1 ページに「障がい」という表記がたくさんあります。これは漢字にしなくてもよろしいですか。例えば「障がい者施策」というような表現です。

【事務局】固有名詞でも法令等に基づくものでない部分は、「障がい」と表記するという解釈になります。最終的には、すべて見直すことにはなりますが、この計画の中では統一しなければいけないと考えています。一定の方向性は決めていく予定です。

【委員】お願いします。

【議長】では第 1 章、第 2 章については終了します。

続いて、第 3 章から第 4 章について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】(資料 3 に沿って、第 3 章の「基本的な考え方」について説明)

【議長】ありがとうございます。第 3 章の「基本的な考え方」の基本理念と基本的視点について、説明をしていただきました。ご意見、ご質問があればお願いします。

方向性はよいと思いますが、わかりにくい言葉があると感じます。「合理的配慮の提供」「合理的配慮の推進」という文言の意味はどのように解釈すればよろしいですか。

【事務局】これは完全な法律用語ではありますが、差別解消法の中ではこの単語を使うようにしています。ここでは説明してありませんが、計画の中には用語集の中に載せていこうと考えています。

「合理的配慮」というものは、障がいのある方から、何かお申し出があったときに、それに見合う柔軟な対応をするということです。例えば、「段差があって車いすが通れないので、手伝ってほしい」というお申し出があれば、みんなで押してあげるというような配慮のことを指します。

【議長】計画の基本的な部分になる場所ですので、ここにわかりにくい言葉が入ると、よくないと感じます。

【委員】差別解消法でも使われる法律用語ですが、「当事者が望むことをしてあげる」ということだと思います。例えば「開けてほしい」と言われれば、その人に対してして開けてあげるということです。自己申告に基づくものだと思います。本人が希望していなければ、助けることはできません。「合理的配慮」という言葉は難しいと感じます。

【事務局】用語集には入れていきます。何か印を付け、巻末の用語集に説明があるとわかるようにはしますが、いちいちめくるのも手間ですので、最初にでてきたページだけには、かみ砕いた説明を文章の中に入れるか、注釈をつけるか、検討していきたいと思っています。この言葉以外にも、同じ措置が必要な言葉があるかと思っています。基本的には、後ろの用語集でその説明をきちんと読んでいただきたいと思います。

【委員】わかりやすいように、具体的な例も挙げてください。

【議長】よろしくお願いします。

他にご意見等はございませんか。

では第 1 章、第 2 章については終了します。

続いて、第 3 章、第 4 章について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】(資料 3 に沿って、第 3 章の「施策の体系」、第 4 章について説明)

【議長】ありがとうございます。第 3 章の「施策の体系」について、ご意見等はございませんか。

では、第 4 章について、ご意見等はございませんか。

私から質問します。21 ページに「促進」という言葉があちこちに使われていますが、この使い方でのよいのかご確認ください。

「理解を促進する」という表現がありますが、「理解を深める」としたほうがよいかと。思います。このように「促進」の使い方がふさわしくないと感じる部分がありますので、ご確認ください。

【事務局】わかりました。

【議長】他にご意見等はございませんか。

【委員】表題の1「障害による差別をなくし、支え合う市民意識の醸成」では「支え合う」と漢字表記ですが、最後の文章では「ささえあう市民意識」というようにひらがな表記になっています。統一していただいたほうがよいと思います。

【議長】表記の見直しをお願いします。

20 ページについては、他にご意見等はございませんか。

では、22、23 ページについて、ご質問ご意見があれば、お願いします。

【委員】22 ページ、中ほどの段落で「保育・教育に対しては」で始まる文章ですが、「障がいの特性や一人ひとりの能力に応じたクラスや学校で勉強しながら、普通学級や地域の学校でも勉強する機会をもちたい」の後に、「と」が抜けていると思います。

【事務局】わかりました。

【委員】23 ページの「障がいの特性に配慮した個別支援の実現に向けた人材育成」を削除するということでしたが、この文章1行だけを削除するのですか。

【事務局】そうです。個別にだすのか、このインクルーシブ教育の中に含めるのか、迷いましたが、A3資料の体系のほうでは項目立てをしていません。この○印と体系の(1)から(3)が対応している形になっていますので、整合性の都合上、削除しようかと思っています。

【委員】私は、この一文にとっても感動していました。大変よい文章なのに、なぜ削除するのかと思います。

【事務局】では、むしろ体系のほうに、この文章を付け加えるという方向のほうがよろしいですか。

【委員】インクルーシブ教育は教育委員会の管轄だと思いましたが、先ほど質問をしましたが、社会福祉課が出していることについては、社会福祉課に質問するように言われました。

「小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に」とあります。「幼稚園では、特別支援コーディネーター（主任保育士）、加配保育士」とあります。小中学校では、コーディネーターが誰に当たるのか、聞いてきました。一応、1校に1人のコーディネーターがいるということです。本日、午後、コーディネーターの研修会がありますが、それに出席されているのは瑞浪小学校と瑞浪中学校です。瑞浪小学校と瑞浪中学校には、教頭が2人いますので、そのうちの1人が特別支援学級の担当です。小中学校全体のトップが、瑞浪小学校のA先生ですが、その方に本日電話で確認しました。「あなたは特別支援教育のコーディネーターですか」という質問に対し、「そのような肩書はありません。誰がコーディネーターかはわかりませんが、研修会には私が参ります」というお答えでした。

教育委員会の回答は、コーディネーターは各学校に1人いるということでした。また、特別支援学級担当の校長は、陶小学校のB先生で、校長の中でも特別支援を担当する先生がいるということでした。

その先に「コーディネーターを中心に、相談体制および関係機関との連携」とありますが、コーディネーター、つまり学校の先生がどのような機関の誰と相談して連携するのか、お聞きしたいと思います。

【事務局】療育支援の会議である療育関係者連絡会を、2カ月に1回、市役所で開催してい

ます。それに集まる関係機関は、保健センターや「ぽけっと」、教育委員会、社会福祉課、大湫病院、幼稚園、学校などです。先ほどのA先生も出席いただいております。

【委員】ケース会議のようなものですか。

【事務局】ケース会議というよりも、それぞれで抱えている課題を事例として出していきながら、共通の課題として認識し、改善につなげていくための会です。定期的を開催することで、顔の見える関係がつくれますので、それも目的の1つになっています。

【委員】ありがとうございます。

その先の人材育成については、教育委員会が担当して行うということですか。

【事務局】保育士に関しては社会福祉課ですし、教職員に関しては教育委員会になります。

【委員】校長にお聞きすると、特別支援学級の先生を育成することは、一番大変で難しいということですが、知識のない教員がいきなり支援学級の担任になってしまう場合もありますし、何年かキャリアを積んでから担任になる場合もあると思います。いずれにしても大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

【議長】今の人材育成の項目としては、残すということは、体系の中にもこれを入れていくということになります。事務局、いかがですか。

【事務局】検討いたします。

人事育成に関しても、他の分野にも共通してくる課題ですので、どのような形にすると最もよいのか、検討させていただきます。

【議長】人材育成といっても内容が違いますので、同じところに配置してよいのかご検討いただきたいと思います。

【事務局】サービス事業所における人材育成と教育現場、保育現場での人材育成は異なる面もありますので、検討させていただきます。

【委員】一番の問題は、読み書きそろばんです。知的障がいのある子どもが社会にでて、一番つまづくことは数の計算です。ただ、一番大事なことは社会性をもつことで、基本的なあいさつができること等が大切だと思いますが、親御さんの要望は読み書きそろばんですので、その食い違いがあります。本来は情緒や社会性を育てることが大事ですが、発達障がい児等では、そのような社会性に欠けているので「障がいをもつ」ということになります。

【議長】2か所、訂正をお願いしたいと思います。上から4番目と下から5番目です。「児童発達支援センター」は「子ども発達支援センター」への変更をお願いします。

22、23 ページについて、他にご意見等はございませんか。

24、25 について、ご質問ご意見があれば、お願いします。

【委員】アンケートの調査結果ですが、現実はかなり違うと感じます。確かに、障がいのことを理解することはとても大事ですし、その方に合う仕事を提供していただくということは、その人が社会参加するとき、経済的な裏付けをつけるためには、大変必要なことですが、それで仕事につけるのかといえば、論点が違うのではないかと、最近、事業を運営しながら感じています。企業に携わる人とは、最終的にその人が戦力になるということですが、今は残念ながら、そのような方を育てていく時代ではないような気がします。その人の採用を決める者は管理職だと思いますが、その人の面倒をみる現場とは、障がい者を思う気持ちのギャップが大変大きいと感じます。施設でも障がい者本人が涙を流し、「就職はしたけれど、このようなことができない」「このようなことをクリアできると、がんばれるかもしれないけれど、今はとても辛い」と言います。それが、彼らに課せられた大変大きな問題だと思いますが、そのように考えると、私どもがトレーニングをしっかりとやっていかなければならないと思います。私どもがやっていかなければいけないことと、単純に「障がい者を仕事に就けてあげたい」と思う人の中での、企業側とのかい離がとても大きいと感じます。

【議長】現場の生の声をいただきました。他にご意見等はございませんか。

【委員】下のほうに「障がい者が文化芸術活動・スポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境を整備する」とありますが、聞いたところでは、瑞浪市のグランドの整備が進むようです。関市では、決まった日に障がい者を対象に開放しているそうです。そのような場所の提供をする取り組みをしていただけると、もう少し広がるかと思えます。よろしくお願ひします。

【事務局】はい。ありがとうございます。

【座長】他にご意見等はございせんか。

このページにも、言葉の使い方を適切かどうか見直していただきたい部分がありますので、よろしくお願ひします。

24、25 ページについて、他にご意見等はございせんか。

26、27 ページについて、ご質問ご意見があれば、お願ひします。

【委員】自分の身に当てはめて考えると、「基幹相談支援センター」とは、それはどのようなもので、どこにあるのか、今後、設置するという事かもしれないかもしれませんが、どこのような相談を受け付けるのか、わかりにくく感じます。

確かに10年以上、子どもと一緒に生活してきて、相談場所がなかなかないというのが現状だと思います。特別支援学校に入ってしまうと、同じ立場の母親等が集まってくるので、そこでいろいろな情報を得ることができます。先日、出会った子どもさんは、今、まったく保育園にも行っていない状態でした。「どこにも聞くところがなく」ということでした。相談支援センターはとても重要だと思います。なかなか、福祉課にさえ足を運べない方もおられます。

民生委員等、障がい者に対するいろいろな活動をしてくださる立場の方が、本当はたくさんおられるのだと思いますが、家に訪問されたことがあるかと問えば、来られたことは一度もありません。「相談は民生委員が受けています」と聞きますが、お互いに顔が見えていないので、なかなか相談できにくい体制だと思います。民生委員の活動もみえてきません。生活支援に当たる相談窓口がどこなのか、明確に示していただけるとありがたいと思います。よろしくお願ひします。

【議長】その通りだと思います。「基幹相談支援センター」というものが、はっきり見えてきませんが、説明が加わるのですね。

【事務局】はい、説明を加えます。これは東濃5市で1か所の検討をしているものですので、電話であれば近いのですが、出向くとなると少し遠くなってしまう可能性もあります。市役所の中でも、より身近な相談窓口の強化に、一同で力を入れていきたいと思っています。

【議長】一番下に「地域生活支援拠点の整備」がありますが、これも地域での取り組みになると思います。

【事務局】これも説明が必要な部分です。

【議長】これは文章の中ででてくることになりますか。

【事務局】4章の後半か5章でも出てくることになると思います。国が決めている部分ですので、5章でも地域生活支援拠点を1か所設けるという目標があります。

【議長】具体的にどのような取り組みをする支援拠点になるのか、説明の中に示していただけるのですか。

【事務局】どのような形になるのかわかりませんが、どこか1か所に拠点をつくるということではなく、これについても東濃5市で面的な整備をしていこうという動きです。

【議長】「基幹相談支援センターは東濃圏域で1か所設置する」とありますが、「地域生活支援拠点の整備」については、そのような表記がないので、瑞浪市に整備されるのかと解釈してしまいます。

【事務局】誤解が生じないように整理させていただきます。

【議長】その上に、「地域包括ケアシステムの構築を図ります」とありますが、これは介護保

険で行っている地域包括のことでしょうか。別のものでしょうか。

【事務局】精神障がいに対応した地域包括ケアシステムというものが国から示されています。

【事務局】今は介護保険が先行して、介護保険の地域包括支援センターという位置づけですが、「障がいのある方のための包括システムをつくりなさい」ということで、いずれは統合して、「高齢の方も障がいのある方も、すべて包括するようなシステムにする」ということになると思います。

【議長】今は高齢者が対象ですが、将来は障がい者の方も含めて対象としたシステムにしていくということですか。

【事務局】今の時点では、「高齢者の方の地域包括支援センターをつくりなさい」「障がい者の方の地域包括ケアシステムをつくりなさい」ということで、並行して進んでいます。高齢者の方の地域包括支援センターは3、4年遅れて話がでてきましたので、これから取りかかります。将来的には一緒になると思います。

【議長】ありがとうございます。

26、27 ページについて、他にご意見等はございませんか。

28、29 ページについて、ご質問ご意見があれば、お願いします。

【委員】聴覚障がい者の方とコミュニケーションをとるには手話か筆談ということになるのですが、障がい者にとっては、筆談よりも手話のほうがわかりやすいといことがありますので、市で設置通訳の場所をどこかに設けていただくとありがたいと思います。聴覚障がい者の方にとっては、コミュニケーションがとりやすく、いろいろな情報も入りやすくなると思います。

聴覚障がい者は情報不足もあり、健常者が話していることをすべて理解していない部分もあると思います。私どもが聴覚障がい者の方にお話しした場合にも、話した側がわかっていたかと思っても、実際に理解していただけた内容と食い違っている場合も多々あるように思います。かみ砕いた説明や、例を挙げての説明をしないと、理解しにくい方もおられると思います。

説明に関しても、聴覚障がい者の方用のものをつくっていただくと、よりわかりやすいかと思います。

【事務局】ありがとうございます。

【議長】他にご意見等はございませんか。

現状と課題の上段で、アンケート調査の結果を受けた表記になっていますが、ここだけ数字が入っていません。他の部分では割合の数字が挙げてありますので、統一していただくとよいと思います。

【事務局】わかりました。

【議長】ここでも「情報アクセシビリティ」という言葉はわかりにくいと思います。

他にご意見等はございませんか。

ここには具体的に書いてありませんが、「交通移動手段の確保」の具体的な考え方というものは、5章にでてきますか。

【事務局】なんとも言えません。必要だということを痛感し始めたところですので、今のところ、今後、何とかしたいという思いがあるだけです。

【議長】ここでは項目に入っています。

【事務局】関係各課と協議しながら、何ができるのかということから検討することになるかと思えます。とりあえず載せただけになっていて、申し訳ありません。

【議長】「交通移動手段の確保の検討」ということですね。

【事務局】可能性のあるものとしては、デマンドバスの本数を増やすということかと思えます。民営バスについて、朝早い時間の運行への働きかけが、行政としてできるのか否かはここではわかりませんが、そのような部分での改善ができないのであれば、別の形の福祉バス等が必要なのか、まずは協議に載せることから始めたいという状態です。

【議長】体系図の中に事業として載せてしまうと、取り組んでいただけるという解釈になります。

【事務局】今後、検討するというのであれば、もう少し控えめな表現にしたほうがよいかもしれません。

【議長】実現するのであれば、ぜひお願いしたい内容ですが、できないのであれば「今後、検討」と示すべきだと思います。

【事務局】実行性を考え、見直したいと思います。

【議長】よろしく申し上げます。

【委員】今は、大きめの車椅子が乗れるようなタクシーがあります。自動車会社がつくり、タクシー会社に提供したものだと思います。

【事務局】大型バスも市のバスが廃止されてしまったことで、いろいろな団体が借りられるバスがなくなりました。一般で借りるとなると、非常に賃借料が高く、困っているという話もきいていますので、そのようなこともここに含まれるかと思えます。

課題でありますので、それをどのようにして実現に向けていくのか、今後探っていくこととなります。この部分に関しては再度、整理させていただきます。

【議長】28、29 ページについて、他にご意見等はございませんか。

くぎって審議してきましたが、これまでの部分も含めて、ご意見等があればお願いします。

【事務局】事務局からお聞きします。委員のみなさん、それぞれのお立場から、施策として何が一番足りないのか、何が一番求められているのか、何をしていかなければいけないのか、ご意見があれば、お聞きしたいと思います。

【委員】感想を申し上げます。国の施策として「共生社会」という言葉がでていますが、実際には、隣にどのような人が住んでいるのかもわからないような、核家族世代になりつつある中で、「共生社会の実現」と言うには、逆行とは言いませんが、少し時代が変わってきていると感じます。そのような中で、国が次々会議や機関の構想を出してきますが、どれ1つをとっても実現的なもの、効率的なものにはなっていないという事実があります。ただ、逆に考えれば、決してわるいものではなく、実現すればよいものであることは確かです。

今回の地域生活拠点事業でも、瑞浪市だけでは1人の障がい者を支えられないけれども、東濃もしくは県全体で、その1人を支えていくことができますが、そこにつながる道がないということです。この地域生活拠点事業が本当に軌道に乗れば、1人の障がい者が困ったときに、一本の道がどこかにつながるという、コーディネーター的な基盤ができるはずですが、これは目標であり、時間をかけて待ついただく部分であり、それが軌道に乗る期待感を兼ねそなえて、この障害者計画がうまく進むということだと思います。計画ですので、すべて、よいことが書いてあります。わるいことは1つありません。ただ、それを現実的なものにしていくには、今後の努力が必要だと思います。この数年でできることではありませんが、よいものである以上は、何らかの手段で行っていくことが支えていくという形になるのだと思っています。

いろいろな専門職の方が、見えないところで活躍されています。ただ、なかなか見えてきません。草の根的な部分もあると思います。私どもでは、民生委員によくお世話になっております。独居の方が状態が悪くなった場合に、お電話をいただき、動くということが結構あります。そのような草の根的な部分も市民の方にわかっているような機会をつくるということで、少しずつ軌道に載せていくことができると思います。

【事務局】ありがとうございます。

【委員】この分野に関する知識も経験もない者の意見として、お聞きください。現状で、障がいをおもちの方がどのような点で困っているのか、より具体的に挙げ、「このような



ことをすれば、これだけの人が助かる」というように、細かい部分での取り組みを進めるとよいと感じました。障がいも多様で、千差万別だと思いますが、「この小さな部分だけ、とりあえず取り組んでみよう」という姿勢があるとよいと思います。今までの取り組みが1つも挙がっていませんので、全く見えてきません。私が記憶しているのは、何年か前に身体障がい者の方に対して、市役所でボランティアが花火大会で何かしたということだけです。その後は何も聞いていませんので、全く存じません。取り組んだ活動について、もう少し伝わるようにできれば、私どもも応援に行くとか、参加する機会もできると思います。

【事務局】ありがとうございます。

【事務局】あくまでも4章までは計画の方向性の説明ですので、5章で、どこまで具体的に書けるのかわかりませんが、「実際にこのようなところが足りないので、ここに力を入れていきます」という形をお示しする予定です。申し訳ありませんが、次回にご提示させていただきます。

【事務局】今のご意見にあった、具体的な部分ということ、計画の中で細かく示すことができるのかはわかりませんが、この中の「広報・啓発活動の推進」や「ボランティア活動の推進」という市民意識の醸成の部分では、本当に行っていくべきことだと考えています。「知らない」ということは、私どもの発信が足りないということだと思いませんので、その部分を効果的に周知していきたいと思ひ、盛り込んでいる状態です。障がい者週間にあわせて、12月1日の広報で「見えない障がいについて」ということで、外見ではわかりにくい障がいに関して、お困りの具体例を載せています。そのようなことを含めて、困りことは何なのか、どのようなことなら少しでもお手伝いできるのかを、一般に向けた理解の促進に係る活動は、今後も継続的に必要だと思ひますので、今後の課題の部分で、確認していきます。

【議長】情報発信は大切だと思いますので、この計画の中にも入ってくるかと思ひますし、実際に情報発信をする機関では、上手く伝えていただけるように進めていただきたいと思います。

では、ここまでのところで、他にご意見等はございませんか。  
ないようですので、計画素案については終わります。

### (3) 関係団体アンケート案について

【議長】議事(3) 関係団体アンケート案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】(資料4に沿って、関係団体アンケート案について説明)

【議長】団体ヒアリングはいつまでに実施されますか。

【事務局】年内12月中旬までを目途にご回答していただくことになるかと思ひます。

【議長】アンケート案について、ご意見ご質問もあればお願いします。

【事務局】また、当事者団体に関して、私どもで把握できていないところがあるかもしれませんので、お気づきの団体があれば、お知らせいただきたいと思います。

【議長】では、この日程でよろしくお願ひいたします。

事務局からご提案いただいた議事は以上で終了になりますが、他に事務局から何かありますか。

【事務局】特にありません。

【委員】(「手をつなぐ親の会」の「共生社会、あらためて私たちにできること」について紹介)

【議長】本日は長時間にわたるご審議、ありがとうございます。

事務局においては、本日、委員のみなさんからいただいたご意見について、その内容をご確認いただき、修正する部分があれば修正していただき、次回の委員会でお示しいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

具体的には、全体的に言葉の使い方を再度、見直していただきたいと思います。また、文章の区切りには句読点を入れ、読みやすい形にまとめていただけるとよいと思います。よろしく申し上げます。

今後、関係団体へのアンケートが実施されますが、残された時間が少なくなってきましたので、今後の委員会の開催時期を含めた検討が必要になってくると思います。よろしく申し上げます。

では、進行を事務局にお返しします。

【事務局】ありがとうございます。

では、閉会のあいさつを、民生部長から申し上げます。

【事務局（民生部長）】（あいさつ）

以上で、平成 29 年度 第 2 回 瑞浪市障害者計画等推進委員会を閉会いたします。

閉会